士別市指定給水装置工事事業者　更新時確認書

この確認書は，お客様サービスの向上を目的に，士別市のホームページに掲載する指定給水装置工事事業者に関する情報の充実を図り，また，事業者が給水装置工事の事業を適正に運営できているかの確認を行うためのものです。

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 電話番号 | ( ) - |

**①　士別市ホームページの****「指定給水装置工事事業者一覧」に確認した内容の掲載を希望しますか。**

|  |
| --- |
| ホームページ上での掲載 ： （ 希望する ・ 希望しない ） |

**掲載を「希望しない」方も，以下②・③・④・⑤のアンケートにお答えください。**

掲載を「希望する」を選択すると，アンケートの②・③の内容についてはホームページ上で公開し，④・⑤については，公表しません。

掲載を「希望しない」を選択すると，ホームページの事業者一覧には掲載しません。

**②　士別市又は、他水道事業者や水道事業者等の連携による広域開催により実施している指定給水装置工事事業者に向けた講習会の受講実績**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（過去５年以内）

|  |
| --- |
| ・直近の受講年月 ： 　　　　　年　　　　　月　　・ 　未受講 |

**③　指定給水装置工事事業者の業務内容**

|  |
| --- |
| ・休業日 ：  ・営業時間 ： |

（１）休業日・営業時間

（２）対応工事種別

|  |
| --- |
| ア 給水装置の新設・改造工事を行いますか ： （ はい ・ いいえ ）  上記質問「はい」の方は，以下㋐・㋑の質問にお答えください  ㋐ 配水本管からの分岐～水道メーターまでの工事を行う  （ はい ・ いいえ ）  ㋑ 水道メーター～宅内給水装置までの工事を行う  （ はい ・ いいえ ） |

|  |
| --- |
| イ 修繕工事を行いますか ： （ はい ・ いいえ ）  上記質問「はい」の方は，対応可能な修繕に〇をつけてください  漏水修繕 ・ 凍結修繕 ・ 簡易修繕・ その他の修繕  ※「漏水修繕」：埋設管・水抜栓の漏水修繕，「凍結修繕」：凍結解氷  「簡易修繕」：パッキン，ボールタップの交換などの簡易な修繕  「その他の修繕」：赤水，水圧，ハンマー，出水不良等の機能回復修繕 |

（３）対応可能修繕

**④　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（概ね過去5年以内）**

・自社内研修については，研修会名（実施団体）欄に，研修内容を記載してください。（別紙可）

・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者氏名 | 研修会名（実施団体） | 受講年月 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| ※研修に含まれるべき事項  　①水道法（給水装置関連）・給水装置工事主任技術者の職務と役割  　　　　　　　　　　　　 ・給水装置の構造及び材質  　②給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報  　③給水装置の事故事例と対策技術  　④給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法） |

根拠規則

|  |
| --- |
| 水道法施行規則  **第36条**　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は，次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために，研修の機会を確保するよう努めること。 |

**⑤　過去1年以内の給水装置工事に主に従事した，適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

・資格を有していなくても，過去１年以内に給水装置工事に従事し，適切に作業を行うことができる技能を有する者がいれば，その者の氏名を記入してください。

・資格を有する場合は，資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名 | 資格等の有無  （○×記入） | 保有している資格等 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| ※保有資格等の例  ➀水道事業者等によって行われた試験等による資格（配管工、その他類似の名称のものを含む）  ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士  ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者  ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者  　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定） |

根拠規則

|  |
| --- |
| 水道法施行規則  **第36条**法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 |